

## 平成24年3月三木市教育委員会（臨時会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成24年3月9日（金）午後6時00分
- 2 閉 会 平成24年3月9日（金）午後7時20分

### ◇ 場 所 三木市役所 2階 入札室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 審議事項  
報告第7号 専決処分について（三木市暴力団排除条例の制定に係る教育委員会の意見について）
- 4 その他  
(1) 協議事項  
協議事項18 第2次三木市立図書館活性化構想（案）について  
(2) その他
- 5 閉 会

### ◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見 俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	教 育 委 員	稲 見 秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口 徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本 明 紀
事務局		教 育 部 長	椿 原 豊 勝
		教 育 総 務 課 長	清 水 正 則
		学 校 教 育 課 長	穂 積 正 則
		教 育 セ ン タ ー 所 長	梶 本 佳 照
		図 書 館 長	告 野 幹 也
		教 育 総 務 課 課 長 補 佐	稲 岡 孝
傍 聴 者	1人		

## ◇ 会議内容

里見委員長が傍聴を許可し、傍聴者が入場した。

### 1 開 会

里見委員長が、平成24年3月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

### 2 会議録署名委員の指名

里見委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、稲見委員と井口委員を指名した。

### 3 審議事項

【報告第7号】専決処分について（三木市暴力団排除条例の制定に係る教育委員会の意見について）

#### ○ 清水教育総務課長が次のように説明した。

三木市暴力団排除条例が、3月市議会に議案上程されている。

この条例の制定に伴い、公共施設の使用許可等について定めた諸条例を改正する必要がある。改正の必要な条例は27件あり、そのうち教育委員会が所管する施設に関係のある条例は9件である。この9件の条例は、①三木市立小学校、中学校及び特別支援学校設置及び管理に関する条例、②三木市立公民館設置及び管理に関する条例、③三木市立市民体育館設置及び管理に関する条例、④三木市文化会館条例、⑤三木市立三木コミュニティスポーツセンター設置及び管理に関する条例、⑥三木市立教育センター条例、⑦三木南交流センター設置及び管理に関する条例、⑧三木市立まなびの郷みずほ設置及び管理に関する条例、⑨三木市立別所ふるさと交流館条例である。

これらの条例における、主な改正内容は、施設の使用により暴力団を利することになるとときにはその使用を許可しないことや、使用の許可申請者から暴力団等に該当しないことを記載した誓約書を徴取できること、また、申請者が暴力団等であるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができることなどである。

これらの条例は、平成24年7月1日から施行される予定である。

なお、この件に係る教育委員会の意見提出については、2月の

定例教育委員会で報告させていただいたように、事務処理日程の関係で、教育委員会に付する時間の余裕がなかったため、教育長において専決処理させていただいたところである。

里見委員長が、報告第7号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

なお、審議の過程で、里見委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見提出の手続については、適正に処理、整理をしておく必要がある旨の指摘があった。

#### 4 その他

##### (1) 協議事項

##### 【協議事項18】第2次三木市立図書館活性化構想（案）について

- 告野図書館長が次のように説明した。

第2次三木市立図書館活性化構想（以下「構想」と表記）の策定に係る今後の日程については、本日の協議で、この構想案をパブリックコメントに付することについて御承認がいただければ、3月14日の市議会総務文教常任委員会で報告し、4月にパブリックコメントにかけていきたい。その後、パブリックコメント等の意見を踏まえ所要の修正を行い、5月の定例教育委員会にこの構想案を議案として提出し御審議いただきたいと考えている。

構想案の内容について、2月の定例教育委員会で御協議いただいたものから大きく変更した部分については、次のとおりである。

まず、全体の構成では、修正前は、「2 第1次活性化構想の検証と課題」としていたものを「2 活性化のための理念」に置き換えた。なお、従前の「第1次活性化構想の検証と課題」は、添付資料として取り扱うこととした。

また、本文全体を通じて、用語の解説を脚注として加えた。

次に、「1 はじめに」の部分では、新設図書館と歴史・美術の杜構想との関係についての記述を加え、図書館の移転、新設についての経緯や「みき歴史・美術の杜構想」との関係がより分かりやすくなるよう配慮した。

次に、「2 活性化のための理念」は、前述のとおり、新たな項目として追加した部分である。この理念のキーワードは、「よ

り多くの人に「より多くの知る喜びを」とした。理念の大要は、キーワードの実現に向けて「三木の図書館は、より多くの人に、より質の高いサービスを提供し、市民の心の『豊かさ』の向上を応援します。」であり、また、この理念をより分かりやすくするためにイメージ図を挿入した。

「3 活性化基本方針」は、標題を端的に表現するため、2月に提示した「3 活性化のための基本方針」から修正を行ったものであり、①図書館サービスの核となる（仮称）三木市立中央図書館の新築、②市民に開かれた身近な図書館の実現、③生涯学習を支援する図書館運営の推進、④ネットワークによる図書館サービスの充実、⑤市民との協働の推進、の5つの項目で構成した。

「4 数値目標」については、変更はない。

「5 推進計画」については、より分かりやすくするために、「3 活性化基本方針」の5つの項目に合わせて、それぞれの計画を記述した。

「5 推進計画」の中では、図書館の新設場所について、2月の定例教育委員会で新設図書館の位置について審議、決定をいただいたことを受けて具体的に記載した。また、レファレンス・サービスについては、本来であれば、「生涯学習を支援する図書館運営の推進」の中に区分される内容であると考えが、あえて、「ネットワークによる図書館サービスの充実」の項目に位置づけた。このことは、三木市立図書館、青山図書館、吉川図書館の3館をはじめ、自由が丘公民館の図書コーナーやその他関係部署・施設との連携によるレファレンス・サービスを充実させようとする三木らしさを強調したいという思いからである。また、「市民との協働の推進」には、図書館の充実や各種イベントの開催などに向けた、市民との協働により、市民中心のまちづくりと図書館の成長を相乗的に進展させようという取組について記述した。併せて、この取組の1つとなる図書館ボランティアのイメージ図も掲載した。

「6 おわりに」では、図書館の資料購入費を継続的に確保するといった記述を削除した。これは、この表現が、後年度の予算を拘束することになるおそれがあることから割愛したものである。

また、これまで本文の中に記載していた蔵書計画についても、同じ理由から添付資料に譲ることとした。

(委 員) 構想の目標期間は、いつからいつまでか。

(事務局) 平成24年度から平成27年度までである。

(委 員) 図書館ボランティアについて、「有償」と表現されているが、具体的な金額を記述した方が分かりやすく、ボランティアをしようとする人の誘引につながるのではないか。

(事務局) 具体的な金額を記載する方が分かりやすいという意見はあるが、現在、三木市全体の中で、市民協働課が所管して有償ボランティアと無償ボランティアという整理を行おうという取組がある。今回は、その方向に沿った形で、このような表現にさせていただいた。

(事務局) 具体的な金額を出すことについて、市長部局と調整した結果の表現である。

(委 員) 図書館ではこのようなボランティアができますよという周知をする意味では、この表現でよい。一方で、いろいろな分野で市民の参画と協働を求めている中、有償の中身も興味の対象となろう。

市の方針があるのなら、教育委員会だけで決めることもできないので、それに沿った形で記述いただければよい。

(委 員) 新設図書館の位置図について、略図ではあるが、文化会館駐車場との位置関係が正確でない。この図では、文化会館駐車場にまったく影響を及ぼさないように受け取れる。

(事務局) 計画位置が、駐車場部分にかかることが表現できていないが、この位置図は、3月の広報で使われたものである。

(委 員) 既に、位置については、分かっていることである。この件については、市長部局とよく調整をしていただきたい。いずれにしても、新設図書館がより良いものになることが我々の願いであ

る。

(委員) この構想案は、第2次三木市立図書館活性化構想検討委員会(以下「検討委員会」と表記)の案からできたものと理解している。その中に、新設図書館の位置が具体的に記載されていることが適切であるのか。

(事務局) 検討委員会には、教育委員会が3候補地のうちのどこを最有力候補と考えているかという説明はさせていただいた。ただし、検討委員会の委員長から、検討委員会は、新設図書館の場所や規模について議論することは役割ではないという説明をしていただき、検討委員会では、その議論はしていただいていないという経緯がある。

(事務局) 検討委員会から構想案が提出された後に、教育委員会事務局において本日提示の案を作成する段階で、新設図書館の位置を記述したものである。このことを明確にするために、検討委員会からいただいた構想案と、本日お示ししている教育委員会の案の隙間を埋める文章をどこかに入れたい。例えば、「検討委員会の提言の後に、教育委員会で場所を決定し、パブリックコメントにかける構想案は教育委員会が策定した」といった旨の文章を盛り込めば、誤解を免れることができるのではないか。事務局で検討させていただきたい。

(委員) 確かに、検討委員会で場所を決めることはできないだろう。前回の教育委員会で、位置決定の審議の際にも説明があったように、場所は、市が決めるものである。

そうしたことも踏まえて、誤解の生じない表現が必要であろう。

この新設図書館の位置については、非常に重要な事項である。位置図のことも含めて、市長部局と調整いただきたい。

具体的な文章については、一任する。

(委員) 前回も申し上げたが、図書館は、行政の中で、一番市民に分かりやすいサービス業だと考えている。そうした中で、どれだけ市民に、文化的なサービス、良いサービスを提供できるか、基

本的なサービスに関するようなことをこの構想の中に少しでもいいから盛り込めないか、御一考いただきたい。

(委員) この構想案の議論から外れるが、歴史資料館と歴史博物館の違いは何か。

(事務局) 博物館という名称を使用するためには、博物館法で定められている要件を満たす必要がある。

今回の施設整備で、なぜ博物館ではなく資料館にしたかについては、アンケート等に基づき既存施設を活用することや経費をかけて博物館という高い水準の施設を整備することの是非等を勘案して、資料館という位置づけにしたものである。

(委員) 今後、博物館として再整備する可能性はあるか。

(事務局) 国の文化財指定を受ければ、その区域の中に新たな施設を作ることはできない。今後、この施設の耐用年数が到来すれば、移設する必要がある。そうした中で多額の整備費をかけることは難しいと考える。

(委員) 理念の中に、「これからの図書館は、(中略)議論を促し」と記述されている。これを受ければ、「中央図書館としての本館機能」の中に、講演会や、読書会、研究発表会、読書に関する講座などにも活用できる会議室等に関する記述が必要ではないか。

(事務局) これからの図書館は、本を貸す、返すだけではなく、図書を通じた講演会や市民の交流の場としての役割も果たしていけるものにしなければならないと考えているが、現時点では、記述し難い。

現在の計画の予算を視野に入れ、今後、(仮称)三木市立中央図書館建設検討委員会の中で、そうした会議室が確保できるかどうか議論をしていただくことになる。

隣接する教育センターの会議室を活用することも1つの方法だと考えている。

この構想に、会議室の確保を記述することは、事務局として控えさせていただきたい。

(委員) より良い図書館になることを期待する。

そのためには、パブリックコメント等で寄せられた、いい意見をどんどん取り入れていただきたい。

(2) その他

なし

5 閉 会

里見委員長が、平成24年3月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。